

インド 知的財産レポート 2011 年第 2 号

「インドにおける裁判審理の迅速化」

[著者] FOXMANDEL LITTLE

[編者] 独立行政法人 日本貿易振興機構

2011 年 12 月発行 禁無断転載

日本貿易振興機構(ジェトロ)
2011 年 12 月

※本レポートは、特許庁委託事業の一環として作成しております。

インドの司法制度の概略

インドの司法は独立機関であり、インド政府の行政及び立法とは分離されている。インドの司法制度は、様々なレベルの層に分かれている。最高位から順に、最高裁判所(Supreme Court)、高等裁判所(High Court、州レベル)、地方裁判所(District Court、県レベル)、ロク・アダラト(Lok Adalat、村及びパンチャーヤトレベル)である。

インド最高裁判所: インドで最高位の裁判所は最高裁判所で、ニューデリーに位置している。インド最高裁判所は、独自の令状管轄権(writ jurisdiction)¹と、州間での紛争に関する独自の管轄権を有する。また、高等裁判所の判決からの上訴に対する上訴管轄権を有する。

高等裁判所: 各州又は複数の州に、1 つの高等裁判所がある。高等裁判所は全て記録裁判所であり、令状を発行する独自の管轄権と、地方裁判所からの上訴に対する上訴管轄権を有する。

地方裁判所: 当該の県が属する州の高等裁判所による行政的・司法的統制のもとにある。各県で最高位の裁判所は、地方及びセッションズ判事裁判所である。これは、最高位の民事裁判所であると同時に、セッションズ裁判所でもある。極刑を含むあらゆる判決を下す権限を有する。地方及びセッションズ判事裁判所の下層にも、たくさんの裁判所が存在している。裁判所は 3 層のシステムになっている。民事で最下層に位置するのが民事判事裁判所(下位部門)である。刑事で最下層に位置するのが治安判事裁判所である。民事判事(下位部門)は、少額の利害関係がからむ民事訴訟に対する判決を下す。治安判事は、5 年以下の懲役刑に処せられる刑事訴訟に対する判決を下す。階層の真ん中に位置するのが、民事側では民事判事裁判所(上位部門)、刑事側では最高治安判事裁判所である。民事判事(上位部門)は、あらゆる金額の民事訴訟に対する判決を下すことができる。追加民事判事裁判所(上位部門)も数多く存在する。これらの追加裁判所の管轄は、最高民事判事裁判所(上位部門)の管轄と同じである。最高治安判事は、7 年までの懲役刑に処せられる訴訟を取り扱うことができる。通常、追加最高治安判

¹ 基本権の行使における人権保護令状、職務執行令状、禁止、権限開示令状、及び移送令状の性質を持つ大権令状を発行する権限を有する。

事裁判所が多数存在する。最上層に位置するのが、追加地方及びセッションズ判事裁判所（1つまたは複数）であり、地方及びセッションズ判事裁判所と同じ司法権を有する。各裁判所の司法的独立が、地方司法制度の特徴となっている。

特別裁判所：連邦政府又は州政府による要請がある場合には、高等裁判所は、刑事訴訟法により、特定の訴訟又は特定の種類の訴訟を審理する治安判事の権限をあらゆる者に対し付与することができる。特別裁判所は、次のような様々な問題を取り扱うために存在する。テロ攻撃、家族紛争、青少年犯罪、森林財産の窃盗、公務員の汚職、及び様々な社会経済学的違反（主要食糧の不純物添加、買いだめ、闇取引など）。²

インドにおける訴訟件数及び決着時間の傾向（一般的訴訟及び知的財産訴訟）

インドの裁判所が直面している最大の問題が、高等裁判所及び下級裁判所にもちこまれた膨大な量の未決訴訟である。2011年6月現在、インドの21の高等裁判所において420万件超の訴訟が係争中で、さらに驚くべきことに、下級裁判所では2700万件の未決訴訟が存在している。³ 政府は、国家訴訟政策 (National Litigation Policy)などの政策を通じて、このように増え続ける裁判所の負担を軽減するための取り組みを続けているが、あまりうまくいっていないのが現状である。膨大な量の未決案件が存在する理由の1つとして、インドが憂慮すべき裁判官不足に直面しているということが挙げられる。高等裁判所だけでも約291の職が、下級裁判所では3,170の職が空席になっている。

最高裁判所は、裁判の迅速化のために積極的な対策を講じているようである。司法局の予算案によれば、2010-2011年度の28億ルピー（6200万ドル）から、2011-2012年度の予算は100億ルピー（2億2200万ドル）と、およそ4倍に増加している。この予算の増額分は、司法インフラ及び電子裁判所プロジェクト(E-courts project)の構築に使用される予定である。

² 知的財産上訴委員会 (IPAB) が、そのような特別裁判所の1つである。

³ [http://barandbench.com/brief/2/1518/pending-litigations-2010-32225535-pending-cases-30-vacancies-in-high-courts-government-increases-judicial-infrastructure-budget-by-four-times-](http://barandbench.com/brief/2/1518/pending-litigations-2010-32225535-pending-cases-30-vacancies-in-high-courts-government-increases-judicial-infrastructure-budget-by-four-times)

現在のところ、最高裁判所が案件を解決するまでに、最低でも 3 から 8 年の期間がかかると言われていた。高等裁判所では 2 から 5 年、審判所では 1 から 3 年である。ところが、公判が 10 から 15 年続くことも、珍しくはない。

最高裁は、*Bajaj Auto Limited* 対 *TVS Motor Company Limited*⁴ の訴訟において、商標、著作権、及び特許に関連する事案では、訴訟の審問が始まった場合には、出廷した全ての証人の審問が終わるまで、毎日のように審問を続けなければならないとする意見を述べた。ただし、当該の裁判所が記録する例外的な理由により、翌日を越えて審問の延期が必要な場合を除く。

インド政府による迅速な訴訟解決への取り組み

インド政府は、高等裁判所及び下級裁判所に持ち込まれた訴訟の迅速な解決を確保するため、係争中案件の数を減らし、適切な法改正及び政策変更を実施するための重要な取り組みを、これまでに何件も実施してきた。最近の取り組みのハイライトを以下にまとめる。

A. 2002 年の民事訴訟法改訂

S No.	訴訟の段階	2002 年法による改正内容
I)	公判前手続	
(a)	依拠する文書を添えて起訴	<ul style="list-style-type: none"> 提訴人が依拠したいと望む文書であって、訴状に添付されていないか、又は提出書類リストに記載されていないものは、裁判所の許可なく後に導入できない。 当事者の過失なく文書の提出が遅延する場合、裁判所はこれを十分な理由と見なし、後の文書提出を許可する。
(b)	被告への供述書の提出を	<ul style="list-style-type: none"> 改正後、呼出状は、裁判所の適切な職員のみが送達す

⁴ (2009) 9 SCC 797

	<p>促す呼び出し状の送達</p>	<p>る(改正前は、提訴人又はその代理人が呼出状を送達できる場合もあった)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提訴人は、必要な数の訴状の写しを提出すること、及び送達にかかる費用を負担することのみが義務付けられる。既定の7日間以内に上記を実施しない場合、訴訟は棄却される。 ● 現在では、呼出状を Fax 又は e メールで送達してもよい。 ● 提訴が行われた裁判所の管轄外に被告が居住している場合、その裁判所は自ら承認した宅配便業者に呼出状の送達を命令することができる。 ● 被告が呼出状の受取を拒否する場合(これまでによくある問題である)、これが適切な職員によって直接送達されたものであっても、導入された新しい方式による送達であっても、関係する裁判所は、呼出状が正当に送達された旨の宣言を発行することができる。
(c)	<p>被告による陳述書の提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被告は、呼出状の送達から 30 日以内に、陳述書を提出しなければならない。これは、裁判所への申請により、最長で 90 日まで延長することができる。延長を認める理由は、書面に記録しなければならない。 ● 後の段階での追加文書の導入に関して、上述した提訴人と同様の規則が被告にも適用される。 ● 被告が規定の期間内に陳述書を提出しない場合、裁判所は、この過ちを犯した当事者に対して、あらゆる命令、判決、又は決定を発することができる。
II	<p>審判手続</p>	

a)	裁判所での審問	<ul style="list-style-type: none"> ● 審問が開始されると、当事者がデュー・ディリジンスを行っているにもかかわらず当該の問題を提起できなかったと裁判所が考える場合を除き、両当事者は裁判所から訴状を改訂する許可は得られない。 ● 当事者が所定の期間内に訴状を改訂しない場合、裁判所が期間を延長しない限り、改訂は許可されない。 ● 2002 年法では、裁判所が当事者間で争われている事項に決着をつける目的で、争点を修正/削除する権限を再導入している。
	延期	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、訴訟のいずれの当事者に対しても、4 回以上の延期を認めてはならない。 ● 延期は、時間を必要とする当事者が十分な理由を示した場合のみに認められるものとする。 ● 裁判所は、延期のたびに、その延期の結果相手側が直面するコストに関する命令を出すものとする。裁判所は、妥当だと考える場合、より高いコストを裁定することもできる。
i)	口頭弁論	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所は、いずれの当事者による口頭弁論についても、妥当と考える期限を設定することができる。 ● 場合によって、口頭弁論は合計で何時間もかかる傾向がある。しかし、書面にて論拠を提出できる規定もある。裁判所による口頭弁論の聞き取りの拒否によって発生しうるあらゆる不公平を相殺するので、これは有益な規定である。
ii)	両当事者の証人の相手側による主要な反対尋問	<ul style="list-style-type: none"> ● 両当事者の証人による尋問は、供述書によって裁判所に提出されなければならない。裁判所が同日にこの目的

	における尋問	で指定した検査官が、証拠をとることができる。
b)	判決及び決定/命令の宣告	<ul style="list-style-type: none"> 判決は 通常 30 日以内に宣告される。(特別な理由がある場合は)、最長期限は 60 日間とする。 提訴人に裁定された権利に従って裁判所が被告の財産の売却を命じる場合、被告は 60 日以内(かつては 30 日であった)に、裁判所に裁判費用を納付する。今回の改訂は特に、資金を集める時間が増えることになる貧しい訴訟当事者にとって有利なものである。
c)	下級裁判所による命令の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 改正された規定のもとでは、ある当事者が下級裁判所の命令を不当とする Civil Revision Petition を提出すると、Revisioner に有利に出された命令の場合であって、最終的に訴訟を決着させる効果を有すると考えられる場合を除き、高等裁判所はその命令を覆すことはできない。例えば、訴訟の提訴人が訴状の変更を望んでおり、第一審裁判所がその申請を却下している場合、高等裁判所はこの命令を覆すことはできない。これは、この命令が提訴人に有利なものの場合に、訴訟を最終的に決着させるものではないためである。
d)	上訴	<ul style="list-style-type: none"> 上訴手続は、それ以降、高等裁判所の 1 人の裁判官による判決からの上訴、及び当初の訴訟額が 2 万 5000 ルピー以下の訴訟(高等裁判所又は下級裁判所で行われたかによらない)の 2 度目の上訴が行われないように制限される。

2002 年民事訴訟(改正)法は、正しい方向に向けた進展であり、訴状の提出から裁判後の最終決着まで、訴訟の各段階での短い遅延を削減することを目指している。同法は、被告への呼出状の送達を、執行人又は民間の配達業者のいずれにも認めている。また、呼出状は、速達、

FAX、又は電子メールによっても送付することができる。また、同改正法は、調停やロク・アダラト (Lok Adalats) など、代替的な紛争救済策も推奨している。調停に付された訴訟はより早期の解決が可能になるため、訴訟当事者は通常運用時の決着まで 15 年待ちというトラウマから開放される。裁判中の時間を消費する要素である証拠の記録は、裁判所が指名する検査官に委任できるようになった。同改正法はまた、裁判中の根拠のない延期を制限している。

B. 2009 年のプログラム

Veerappa Moily 法務大臣は 2009 年、インドで未決訴訟の平均時間を 15 年から 3 年に短縮する「国家訴訟政策」(NLP)を発表した。NLP の狙いは、政府を「有効かつ責任ある」訴訟当事者にすることで、裁判所での政府訴訟を減らすことにある。

NLP は、10 の主要問題を取り上げるとともに、延期、法案の品質、弁護士費用の削減、その他多くの問題について議論している。NLP で議論されている問題の要約を以下に示す⁵。

- 平均係争期間を 15 年から 3 年に短縮する目的を説明。これには、「ボトルネック」の特定や不要な政府訴訟の廃止などが含まれる。
- 政府パネルは、能力がなく非効率な人物を保持するための手段であってはならない。パネルメンバーを推薦する人物は、推薦時には注意を払い、推薦対象者の法的な知識と誠実さを特に参考にしながら、注意深く資質をチェックすることが要請される。
- 政府パネルへの参加を望む人物をパネルメンバーとして加える前に、初期段階でそのスキルと能力を評価するために、パネルの設立に関するスクリーニング委員会が導入される。法務省は、スクリーニング委員会の設立に、関係する部門の代表者が含まれることを確保しなければならない。スクリーニング委員会は、法務省に対して、推薦を行う。重要な能力、専門分野、及び得意領域の特定に重点が置かれる。全ての弁護士が、あらゆる形態の訴訟を実施できるわけではない。

⁵ <http://barandbench.com/brief/2/802/national-litigation-policy-pendency-of-cases-to-meltdown-from-15-to-3-years>

-
- 政府弁護士の料金体系は改訂され、訴訟費用の支払い遅延を削減する。
 - 「政府弁護士マニュアル」には、フォーマットの下書きを記載する。
 - NLP は、控訴手続の詳細を記し、様々な裁判所への控訴の理由を強調する。

NLP の終わりには、こう記載されている。「政府が関係する全ての未決訴訟は、見直しが行われる。デュー・ディリジエンスプロセスには、全ての係争中の問題に関する統計に基づく描画が伴うものとする。これは、全ての政府部門(PSU 含む)によって提出されるものとする。法務長官及び法務次官も、全ての未決訴訟の見直し及び根拠のない訴権乱用の事例を、称賛に値するものの中からフィルタリングする責任を負うものとする」

C. 訴訟手続きの迅速化を宣言する最高裁の判決

最高裁は、*Bajaj Auto Limited 対 TVS Motor Company*⁶の訴訟において、著作権、登録商標及び特許に関するインドでの訴訟における判決の宣告の不必要な遅延について、具体的に触れた。最高裁は、知的財産訴訟においては、最終判決は訴状の提出から 4 か月以内に下されるべきであり、審問は毎日行われるべきであると指示した。

最高裁はまた、*Shree Vardhman Rice & General Mills 対 Amar Singh Chawalwala*⁷の訴訟において、「論争の本案を検討するまでもなく、登録商標、著作権及び特許に関する事例は、差し止め命令の許可や許可の拒否を決定するだけでなく、第一審裁判所によって迅速に最終判決が下されるべきである。経験上、登録商標、著作権及び特許に関する訴訟は、主に一時差し止めに関する当事者間の争いであり、何年も続き、最終決定がなかなか下されないという結果になることが多い。これは適切ではない。」

D. その他の主な取り組み

⁶ (2009) 9 SCC 797

⁷ (2009) 10 SCC 257

インドには、訴訟手続を迅速にするために行われている取組みが数多く存在している。これらの取組みは、上述の民事訴訟法の大規模改正から、特定の種類の訴訟に対する特別裁判所の設置(2010年 National Green Tribunal Actのもとでの Green Tribunal など)まで、多岐にわたる。家庭の問題に関する特別裁判所の設置時には、迅速な救済策の必要性についても触れられた。

同じ方向性の取組みとしては、一定の特別法(2001年 Kerala Protection of River Banks and Regulation of Removal of Sand Act 及び Transplantation of Human Organs and Tissues Act)のもとではその分野の専門家のみが訴訟を提起できるという規定があるのに対し、あらゆる人物が刑事訴訟を提起できるとする刑事訴訟法の一般規則からの流用がある。これは、根拠のない訴訟を防ぐための建設的なステップである。

最高裁判所は近年、注目度の高い訴訟における捜査の迅速化を警察に求めることが多く、結果として訴訟手続きの迅速化につながる。最近では、2011年9月にの Cash for Votes Scam の事例において、最高裁はそのような命令を出している。

インドの法律委員会による第188回報告書(2003年)に従い、2009年12月18日、Commercial Division of High Courts Bill が Lok Sabha によって可決され、Rajya Sabha でさらに議論するため、特別委員会に付託された。同法案の主な目的は、5000万ルピー以下の又は関係する州政府との協議のもとで中央政府が通知するより高額の商事紛争の迅速解決のために、インドの各高等裁判所に商事部門と呼ばれる専門部門を設置することである。

これらの出来事を受けてデリー高等裁判所で行われている取組みの促進

統計によると、2011年6月時点で、デリー高等裁判所に持ち込まれている未決訴訟は60395件、デリーにある下級裁判所では94万9850件である。

デリー高等裁判所は 2009 年にシンガポールの SIAC に沿う独自の調停センターを設置し、紛争解決のために通常は海外に行く企業に対して安価で有効な解決策を提供している。このセンターには、法律の専門家のみならず、エンジニア、公認会計士なども所属している。

デリー高等裁判所は、*Enercon India 対 Enercon GMBH*⁸ の訴訟において、高等裁判所又は知的財産上訴委員会に上訴するかどうかを Enercorn に一任した。この事例では、Doctrine of Election 及び 1970 年特許法のような特別法へのその適用について、詳細な議論が行われた。同裁判は、負担を他の審判所でも同様に共有できるため、高等裁判所に必要な救済を提供できるようになり、裁判の迅速化における前進であったと言える。

訴訟の迅速化に向けた別の取組みとして、デリー高等裁判所は、手続の不要な遅延を招いた当事者に不利な判決を下している。Hari Puttar の事例⁹では、2005 年に提案された「Hari Puttar」というタイトルの映画を被告が知っていたにもかかわらず、ワーナーブラザーズが自社の権利の決定を遅らせ、2008 年になってようやく裁判所にアプローチを行ったと裁判官は宣言し、遅延を理由として差し止め命令は認めなかった。訴訟当事者の権利保護だけでなく、根拠のない訴訟を削減し、裁判所の貴重な時間と資源を節約するためにも、他の同様の措置がとられている。

訴訟の迅速化における他の裁判所の進捗

訴訟手続きの迅速化を目的として、マドラープラデシ高等裁判所は、裁判官と経験豊富な上級弁護士、及び長年にわたり記録係を務めた秘書から成る分科委員会を設立し、2007年6月より、裁判所に関する新規則の草案作成を開始している。この分科委員会は、1年以上にわたり、毎週末に会合を開き、規則案を策定した。その後この規則案は、より多くの裁判官及びより長い経験を持つ上級弁護士からなる大規模な規制委員会によって検討され、妥当な審議の後に改訂され、マドラープラデシ高等裁判所の全ての裁判官及びJabalpur、Indore、及びGwaliorの4か所の高等裁判所弁護士会の会長に回覧され、意見を募った。裁判官及び弁護士会による提

⁸ 2008 143 CompCas 687 CLB

⁹ Warner Bros. Entertainment Inc. and Anr. v Harinder Kohli and Ors., 2008(38)PTC185(Del)

案は、規制委員会によって検討され、実質的に実現可能であるという判断を受けて認められ、2008年9月7日に規制委員会によって、マドレーヤプラデシ高等裁判所の大法廷による事前承認を受け、同規則が仕上げられた。

インドの様々な高等裁判所において、同様の措置がとられている。裁判所は、ロク・アダラト、ロク・ヌヤヤラヤ、家庭裁判所、法律支援室などの設置を進め、訴訟手続きの迅速化を図っている。

訴訟手続きの迅速化における残課題と改善の見通し

現段階でインドの司法制度が直面している最大の課題は、高等裁判所及び下級裁判所において、裁判官が深刻に不足していることである。また、未決の訴訟を新規案件の動向と同じように心に留めておきながら、これらの空席を埋めることが急務である。

また、司法におけるリソース不足の問題もある。これを克服するために、行政的・財政的認可を与えることで、高等裁判所は新しいビルの建設案を249件、州政府は新しい裁判所ビルの建設案を607件認めている。2011年は、2010年の4倍の予算が司法に割り当てられている。

インドの裁判制度が直面しているその他の主要な問題と、改善の見通し

インドの裁判制度が直面している主要な問題は、下級裁判所だけでなく、様々な特別審判所における汚職である。同様の厳しい事例として、3日で商標を登録していたチェンナイの登録商標登録所の事例がある。登録商標の登録を規定する手続では、登録手順の各段階において、一定の待ち時間があるため、登録を取得するまでに最低でも、数か月を必要とする。例えば、商標は、Trade Mark Journalで6か月間宣伝されなければならない。この案件は、調査の結果、登録所における汚職慣行が発覚した。¹⁰

インドにおける現行の特許及び登録商標の裁決の仕組みにおける大きな落とし穴の1つとして、特許及び登録商標をどちらも覆することができるフォーラムの多様性がある。

¹⁰<http://spicyipindia.blogspot.com/2011/10/trademark-application-gets-filed.html>

1970 年特許法は現在、特許の取消前に 3 つのフォーラムを規定している。特許庁は、第 25 条(2)項のもとで、特許付与後の異議申し立ての過程で特許を取り消すことができる。高等裁判所及び知的財産上訴委員会(IPAB)は、第 64 条のもとで、侵害訴訟の過程において及び後者の場合は独立して特許を取り消すことができる。このようなフォーラムの多様性に伴う問題は、各フォーラムが異なる手順に従っていること、及び様々な資格を有する人々が裁判官として勤務していることにある。

登録商標における状況もあまり変わらない。侵害訴訟は、民事裁判所によって判決が下されるが、その一方で、訂正は当該の権限に持ち込まれた訴訟の事実及び状況に応じて、商標登録所又は IPAB のいずれかによって決定される。

これらの欠陥及び法律におけるその他の欠陥により司法手続における矛盾が助長され、高等裁判所及び下級裁判所のどちらにおいても、判決遅延の原因となっている。

インドで知的財産訴訟を提起する日本企業へのアドバイス

インドでは、訴訟の様々な段階における当事者による不要な遅延、さらなる遅延をもたらす延期、及び訴訟を長引かせる弁護士・裁判官双方の一般的な傾向などの様々な理由から、訴訟に数年かかることも珍しくない。しかしながら、知的財産に関する訴訟であれば、状況はいくらかましである。これは、デリー高等裁判所による知的財産保護のための積極的アプローチによる。

インドにおける訴訟が遅い、時間がかかる、及び費用もかかることを考慮すると、法的手続の始まりに、優良な弁護士団からの健全な法的助言を求め、インドの法制度における様々な落とし穴を避けることが重要である。関連する法律分野を専門とするプロフェッショナルの法律事務所が、訴訟の遅延を減らし、早期判決又は紛争の調停をもたらすための最新の選択肢となるだろう。